

わたSHIGA輝く 国スポ 2025 セーリング競技愛知県予選会

少年男子 少年女子420, 少年男子 少年女子 ILCA6

日程 2025年7月12日(土)-7月13日(日)

主催 愛知県ヨット連盟

開催地 愛知県蒲郡市海陽町1-7豊田自動織機海陽ヨットハーバー

Sailing Instructions as 2025.06.27

略語 [SP]: レース委員会が審問無しに標準ペナルティを適用することができる規則を意味する。

これは規則A5.1を変更している。レース委員会はその規則の違反を抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティが決定される。

[NP]: 艇による抗議の根拠とならないことを意味する。これは規則60.1を変更している。

1. 規則

本予選会は、『セーリング競技規則2025-2028(以下、「規則」という)』に定義された規則を適用する。

2. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下、指示という)の変更は、当日の9:00までに掲示する。

ただしレース日程の変更は、発効する前日の17:00までに掲示する。

3. 選手とのコミュニケーション

3.1 競技者への通告は、公式掲示板及び大会webサイトに掲示される。

公式掲示板は競技運営棟(西棟)前の掲示板を使用する。

公式掲示板への掲示、大会webサイトの更新についての情報などは、LINEオープンチャット「国スポ2025セーリング競技愛知県予選会」にて通知される。

大会webサイトへの掲示不備、LINEオープンチャットの通知不備については艇からの救済の根拠とはならない。

これは規則61.1(a)を変更している。

3.2 レース・オフィスは、競技運営棟(西棟)事務室に位置する。

3.3 [DP]緊急の場合を除きレース中、艇は音声やデータを送信してはならず、且つすべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

4. 行動範囲

[DP]競技者および支援者は、レース委員会または施設管理者からの合理的な要求に従わなければならない。

5. 陸上で発せられる信号

5.1 陸上で発せられる信号は、レース・オフィス南側の信号柱に掲揚する。

5.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、規則レース信号「回答旗」の“予告信号は、降下の1分後に発する。”の1分後を、30分以降に置き換える。

5.3 音響1声と共に掲揚されるH旗は、「安全上の理由で出艇を禁止する。」を意味する。

6. レース日程

6.1 各日の日程は以下の通りとする。

7月12日(土)	9:30-10:00	受付、登録
	10:10	オープニング・ブリーフィング
	11:10	最初のクラスの予告信号予定時刻 引き続きレースを実施し、各種目3レースを予定している
7月13日(日)	9:00	ブリーフィング
	10:00	その日の最初のクラスの予告信号予定時刻 引き続きレースを実施し、各種目3レースを予定している
	16:00(予定)	成績発表、国スポ選手認定意思確認

- 6.2** 本予選会は各クラスとも6レースを予定している。
各クラスとも、計画しているレースをすべて実施するために、その日までの予定レース数に対して1レースを超えないまで、前倒しで実施する場合がある。

- 6.3** 7月13日は14:30を超えて予告信号が発せられることはない。

7. クラス旗

クラス旗は以下のとおりとする。

クラス	説明
420	白地に水色の420の形象
ILCA6	緑地に赤色のILCAの形象

8. レース・エリア

添付図Aは、豊田自動織機海陽ヨットハーバー沖合のレース・エリアの位置を示している。

9. コース

添付図Bは、艇が帆走するコース「L2」を示している。

10. マーク

- 10.1** マーク1、4sおよび4pはオレンジ色の円筒形ブイとする。
10.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるレース委員艇とする。
10.3 フィニッシュ・マークは、レース委員会信号艇と近くのレース委員会艇とする。
10.4 指示12に規定する新しいマークは、蛍光黄色円筒形ブイとする。

11. スタート

- 11.1** 規則レース信号「オレンジ旗」に以下を追加する。
レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分以前に、レース委員会信号艇にて音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
11.2 スタート・ラインはスタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているボールの間とする。
11.3 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、「スタートしなかった(DNS)」として記録される。
これは規則A5.1、A5.2を変更している。
11.4 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則30.4に抵触した「艇のセール番号」は、次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇のスタンに掲示する。
11.5 その日の最終レースを除き、前のレースでUFDまたはBFDと記録された艇の「セール番号」を、次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇のスタンに掲示する。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、元のマークまたはフィニッシュ・ラインを新しい位置に移動する。
実行できれば直ぐに元のマークを除去する。

13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているボールの間とする。

14. タイム・リミット

- 14.1** タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウおよびターゲット・タイムは以下のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
420	60分	25分	15分	40分
ILCA6	70分	30分	15分	45分

- 14.2** マーク1のタイム・リミット内に1艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。
これは規則32.1を変更している。
14.3 フィニッシュ・ウィンドウは、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。
フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問無しに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。
14.4 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則61.1を変更している。

15. ペナルティ方式

- 15.1 [SP]と記載された指示の規則違反に対する標準ペナルティガイドラインは7月11日(金)17:00までに大会webサイトに掲示される。
- 15.2 標準ペナルティが課された艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは規則A10を変更している。

16. 抗議と救済要求

- 16.1 審問要求の書式は、レース・オフィスにて入手できる。
- 16.2 抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にレース・オフィスに提出されなければならない。
締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日はこれ以上レースを行わないと信号を発した後、どちらか遅いほうから60分とし、その時刻は公式掲示板に掲示される。
これは規則60.3(b)および61.2(b)を変更している。
- 16.3 当事者であるか、または証人として名前が挙げられている審問にかかわっている競技者に通告するために、締切時刻から30分以内に公式掲示板に通告を掲示する。
- 16.4 規則61.2(b)(2)を以下のとおりに変更する。
レースが予定される最終日におけるプロテスト委員会の判決に基づくものである場合には、判決の掲示から15分以内に。
- 16.5 規則61.2(b)(2)を以下のとおりに変更する。
要求する当事者がその当日に判決を通告された後15分以内に。

17. 得点

- 17.1 本予選会が成立するためには、3レースを完了することが必要である。
i) 5レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点はレース得点の合計とする。
ii) 5レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は最も悪い1つの得点を除外したレース得点の合計とする。
- 17.2 掲示されたレースまたはシリーズの成績について誤りがあると思われる場合、艇はレース・オフィスにて入手することができる「得点紹介申請書」を用いてレース委員会に照会を求めることができる。

18. 安全規定

- 18.1 出艇申告、帰着申告は署名方式を用いる。
- 18.2 [NP][SP]出艇する艇は出艇前までに、レース・オフィス前に用意される「出艇申告書」に署名しなければならない。
- 18.3 [NP][SP]各艇は、その日の最終レース後の帰着申告締切時刻(抗議締切時刻と同一)までに、レース・オフィス前に用意される「帰着申告書」に署名しなければならない。
- 18.4 [NP][SP]出艇しない艇は、レース・オフィスで入手できる「リタイア報告書」に記入し提出しなければならない。
- 18.5 [NP][SP]レースからリタイアする艇は、可能ならばレース委員会艇にその旨を伝えなければならない。
- 18.6 [NP]救助を必要とする選手は、片腕を振って知らせなければならない。
レース委員会が救助を必要とすると判断した場合、競技者の意向に関わらず、艇体放棄を含む強制救助を行う場合がある。
この強制救助は艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則61.1(a)を変更している。
- 18.7 規則レース信号「H旗の上に回答旗」「H旗の上にN旗」に以下を追加する。
レース委員会信号艇で「H旗の上に回答旗」または「H旗の上にN旗」が掲揚された場合、すべての艇は速やかに陸上に戻らなければならない。

19. 装備の交換

- 19.1 [NP][SP]交換の要請は最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。
- 19.2 [NP][SP]損傷または紛失した装備品の交換は、レース委員会の検査を受け、書面による承認がなければ許可されない。
- 19.3 [NP][SP]損傷した装備の交換は、損傷した装備品と交換する装備品の両方についてレース委員会の検査を受けて承認を得なければならない。
- 19.4 [NP][SP]損傷または紛失した装備の交換が海上の場合、帰着後最初の妥当な機会に、損傷した装備と交換した装備の両方をレース委員会に提出し、検査を受けなければならない。その交換は、レース委員会の承認を条件として過去にさかのぼって認められる。

20. 装備と計測のチェック

艇または装備は規則に適合しているか、いつでも検査されることがある。

21. 運営艇の標識

運営艇	説明
レース委員会艇	「C」と白字で記された黒色旗

22. 支援チーム

- 22.1** [NP][SP]支援者艇は、出艇前にレース・オフィス前に用意された支援者艇出艇申告書に署名するとともに、傍受専用無線の貸与を受けなければならない。
- 22.2** [NP][SP]支援者艇は、準備信号からレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期、あるいはレースの中止の信号を発するまで、各コースからおおむね100m以上離れていなければならない。
- 22.3** [NP][SP]指示22.5で規定された救助活動に従事する場合を除き、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
- 22.4** [NP][SP]支援者艇は、レース委員会からコース・エリアからさらに離れるように指示された場合、直ちに従わなければならない。
- 22.5** 規則37を以下のように変更する。
レース委員会艇が音響1声とともにV旗を掲揚した場合、指示22.1の傍受専用は適用されず、搜索と救助の指示を受けるために無線の発信を許可する。さらに支援者艇はレースをしているエリアを含むすべてのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。この場合、指示22.2および22.3は適用されない。
ただし支援者艇は艇に対して救助活動を除いた援助を与えてはならない。
- 22.6** [NP][SP]支援者艇は、帰着後にレース・オフィス前に用意された支援者艇帰着申告に署名するとともに、傍受専用無線を返却しなければならない。

23. ごみの処分

ゴミは支援者艇、またはレース委員会艇に渡してもよい。

<添付図A>



<添付図B>

